

○茨城県公安委員会個人情報管理規程

平成18年3月9日
公安委員会規程第1号

[沿革] 平成27年12月公安委員会規程第5号、令和5年3月第1号改正

茨城県公安委員会個人情報管理規程を次のように定める。

茨城県公安委員会個人情報管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保有個人情報の管理体制（第3条・第4条）
- 第3章 保有個人情報の取扱い（第5条—第9条）
- 第4章 雑則（第10条・第11条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第6条第2項第3号において「番号利用法」という。）に基づき、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定め、その保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

第2章 保有個人情報の管理体制

（個人情報管理者）

第3条 公安委員会に個人情報管理者を置き、茨城県警察本部警務部総務課長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公安委員会の保有する保有個人情報の取扱いの制限に関すること。
- (2)

法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）第3条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報管理担当者）

第4条 公安委員会に個人情報管理担当者を置き、茨城県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室長をもって充てる。

- 2 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の命を受け、公安委員会の保有する保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

第3章 保有個人情報の取扱い

（正確性の確保）

第5条 茨城県警察職員（以下「職員」という。）は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときには、個人情報管理者の指示に従い、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

（取扱いの制限）

第6条 個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 複製、送信、送付又は持ち出し等の制限
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報（番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報であつて、死亡した者の個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を含む。）及びそれが記録されている行政文書にあつては、漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第7条 個人情報管理者は、事務の性質に応じて、保有個人情報の取扱内容に応じた台帳等を整備し、当該保有個人情報の取扱状況について記録するものとする。

（点検）

第

8条 個人情報管理者は、必要に応じ、保有個人情報の記録された行政文書の保有、収集、利用、提供、保管方法等について点検を行い、保有個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄及び削除)

第9条 個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

第4章 雑則

(苦情の処理)

第10条 個人情報管理者は、個人情報の取扱いに関し、茨城県公安委員会苦情処理規程（平成13年茨城県公安委員会規程第4号）及び茨城県警察苦情処理に関する訓令（平成13年茨城県警察本部訓令第5号）に定める苦情の申出があったときは、その手続に従って処理するものとする。

2 前項の規定に該当しない個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、前項の取扱いに準じて適切かつ迅速に処理するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第11条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに漏えい等が発生した旨を公安委員会に報告し、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月24日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日公安委員会規程第1号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。